

## 水銀に関する国の動向（大気関係）の概要について

## 1 経緯

- 平成 25 年 10 月 水銀に関する水俣条約採択（添付 1：水銀に関する水俣条約）
- 平成 26 年 3 月 環境大臣が今後の水銀対策について中央環境審議会に諮問
- 平成 26 年 4 月 中央環境審議会が水銀大気排出対策小委員会を設置
- 平成 27 年 1 月 中央環境審議会が今後の水銀対策について環境大臣に答申
- 平成 27 年 6 月 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）公布  
（添付 2：大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要）
- 平成 27 年 11 月 大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 379 号）公布
- 平成 27 年 12 月 環境省が水銀大気排出抑制対策調査検討会を設置
- 平成 28 年 1 月 中央環境審議会が大気排出基準等専門委員会を設置  
（水銀大気排出対策小委員会を廃止）

## 2 検討中の事項

「水銀排出施設」の種類、規模及び排出限度値、「要排出抑制施設」の種類及び規模並びに大気排出インベントリーの更新について検討が行われている。

## 3 今後の予定

- 平成 28 年 3 月 水銀大気排出抑制対策調査検討会報告書のとりまとめ・公表
- 平成 28 年中頃 大気汚染防止法施行令の改正  
（要排出抑制施設を政令で定める場合）
- 平成 28 年中頃 大気汚染防止法施行規則の改正  
（各施設の種類、規模要件等の設定）
- 平成 28 年中頃 水俣条約の締結
- 平成 28 年末頃 水俣条約の発効
- 平成 29～30 年 改正大気汚染防止法・施行令・施行規則の施行

# 水銀に関する水俣条約

Minamata Convention on Mercury

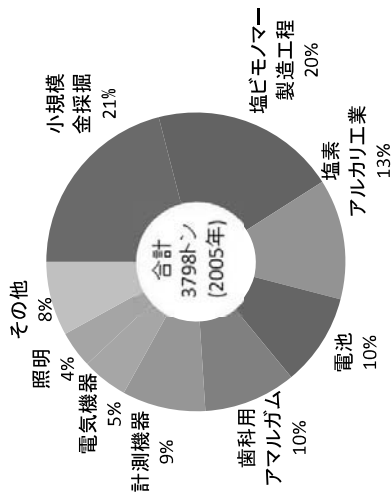


## 背景

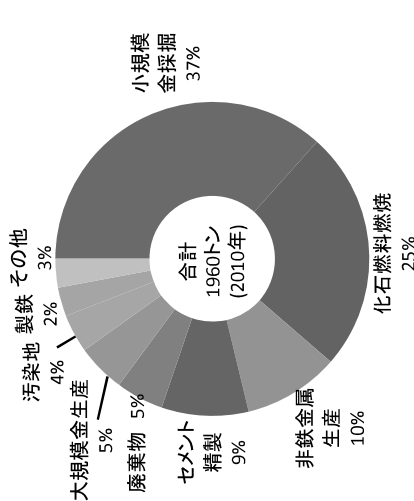
- 水銀使用によるアマゾン下流域等における被害等、国際的な水銀規制への認識の高まりを受け、2010年より条約交渉開始
- 2013年10月、熊本市、水俣市における国連環境計画(UNEP)主催会議で採択  
(同月、我が国署名。現在署名国127箇国+EU)
- 2015年 1月現在、未発効  
※50箇国の締結後90日で発効。2015年1月現在、締約国は米国、ジブチ、ガボン、ガイアナ、モナコ、ウルグアイ、ギニア、ニカラグア、レト及びセイシエルの10箇国。

水俣条約外交会議ロゴマーク

## 世界における水銀使用量の内訳



## 世界における水銀大気排出量



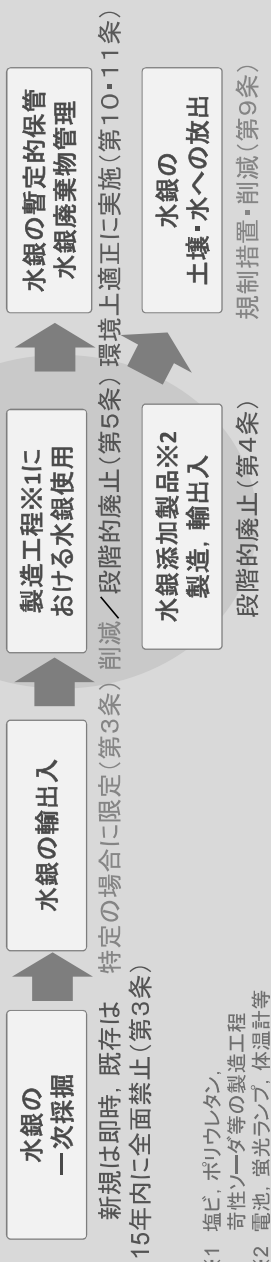
我が国における水銀を取り巻く現状 (2010年)

- ★ 日本の水銀需要: 約8.6トン/年
- ★ 日本の大気排出量: 約17~21トン/年

## 主な内容

### ◆水銀の採掘から最終廃棄までを

#### 包括的に規制



## 早期締結の必要性

- 水俣病の経験を有する我が国として、優れた水銀代替・削減技術を活かし、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが重要。国民の健康保護、環境保全にも貢献。
- 条約発効前に締結し、条約実施に関する各種手引き等を議論する第1回締約国会議に締約国として参加できるようにする必要がある。

## 大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要

水銀に関する水俣条約の大気排出関係規制の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出制度を創設するとともに、水銀排出施設から水銀を大気中に排出する者に排出基準の遵守を義務付ける等の所要の措置を講ずる。

### 背景

#### 水俣条約の概要(大気排出関係)

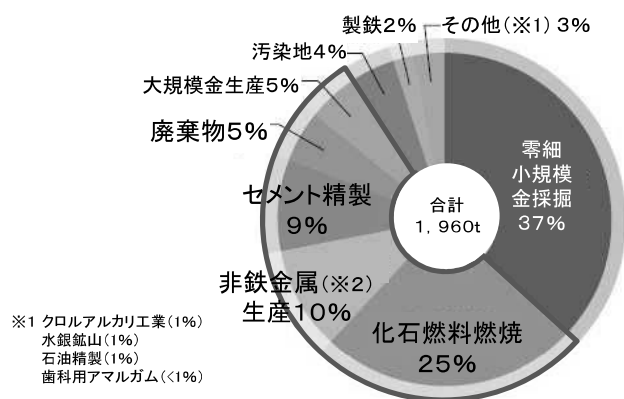
5種類の発生源の分類に対し、水銀の大気排出を規制し、実行可能な場合には削減すること。

- ①石炭火力発電所 ②産業用石炭燃焼ボイラー ③非鉄金属(※)製造用の精錬・焙焼工程  
④廃棄物焼却設備 ⑤セメントクリンカー製造設備

※ 鉛、亜鉛、銅及び金(零細小規模採掘以外)

【我が国について条約が効力を生ずる日から、新規発生源は5年以内、既存発生源は10年以内に措置】

#### ■世界における排出源ごとの大気排出量(平成22年) ■国内における主要排出源ごとの大気排出量(平成22年度)



※1 クロルアルカリ工業(1%)  
水銀鉱山(1%)  
石油精製(1%)  
歯科用アマルガム(<1%)

※2 アルミニウム、銅、鉛、亜鉛

(出典) Global Mercury Assessment (UNEP 2013)

□: 条約の大気排出規制の対象

排出源	大気排出量(t/年)
石炭火力発電所	0.83-1.0
石炭燃産業用ボイラー	0.21
非鉄金属製造施設	0.94
廃棄物焼却施設	2.2-6.85
セメント製造施設	5.3
鉄鋼製造施設	4.72
パルプ・製紙	0.23
石灰製品製造	<0.22
火山	>1.4
合計	17-21

約6~7割

(出典) 水銀大気排出インベントリー(平成22年度)

### 法律の概要

#### 1. 水銀排出施設に係る届出制度

一定の水銀排出施設の設置又は構造等変更をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないものとする。

#### 2. 水銀に係る排出基準の遵守義務等

届出対象の水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該施設から水銀を大気排出する者は排出基準を遵守しなければならないものとする。都道府県知事は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ勧告・命令ができるものとする。

#### 3. 要排出抑制施設の設置者の自主的取組

届出対象外であっても水銀の排出量が相当程度である施設について、排出抑制のための自主的取組を責務として求めるものとする。

※ 施行期日 我が国について条約が効力を生ずる日から2年以内で政令で定める日